

「令和8年度沖縄県議会議員海外派遣事業」企画提案仕様書

1 委託事業名

令和8年度沖縄県議会議員海外派遣事業

2 事業目的

県勢発展に資する議会活動を行う上で必要な、県政の課題や施策に関する情報収集を行うため、時機にかなったテーマに基づき、先進地事例の視察・調査を行う。

また、海外移民記念式典への参加を通して、県系移民及びその子弟の功績をたたえるとともに、意見交換会等で現地の課題や要望を聴取し、本県及び海外県系人との連携強化と相互交流を促進する。

なお、令和8年度はブラジルのサンパウロで開催される「ブラジル沖縄県人会創立100周年記念式典」への参加を主たる目的とする。

3 予算額

委託料 11,632,000円以内の額

なお、上限額は本事業の企画提案における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

4 事業期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

5 事業概要

本事業は主に(1)視察・調査内容の選定支援、(2)派遣先訪問支援、(3)報告書作成支援の3事業で構成し、これらの支援内容、実施体制、スケジュール等について提案する。また、訪問先の入場料、各種支援に係る手数料の経費は本事業費にすべて含める。

(1) 視察・調査内容の選定支援

事業目的の達成にふさわしい視察・調査内容及び場所の選定に当たり、自らアポイントを入れることを踏まえ、海外県人会等と連携しながら現地の情報を収集し、県系事業社や県の施策への反映の参考となる施設、政府・行政機関、民間企業等、議員に提案する複数の訪問先候補地を示すとともに、派遣議員団の意思統一を図るサポートを行う。

視察・調査テーマは、経済労働、社会基盤、環境問題、医療・福祉、教育・文化、人権・平和、DX・ICT等、県の重点施策に関連するものから選定すること。

(2) 派遣先訪問支援

留意事項を踏まえ、訪問先への連絡及びアポイント取り等、必要な支援を行うこと。なお、渡航日程や訪問先については県議会事務局や海外県人会等と調整の上、決定することとする。

【留意事項】

- 原則7月28日（火）から最長13日間程度の日程でブラジルを訪問する行程・訪問先を提案すること。
- 以下の行程・訪問先・参加行事は必須とし、その他の訪問先、行程等を提

案すること。但し、予算や日程確保等が困難な場合については、訪問都市や訪問日数を変更することもあり得る。

- ・ 7月 28日 (火) : 移動日 (那覇発)
- ・ 7月 30日 (木) : (予定)15:00~県人会会館改修工事落成式
- ・ 7月 31日 (金) : (予定)9:00~慰靈法要 (イピラプエラ公園)
(予定)18:30~県人会 100周年記念式典
- ・ 8月 1日 (土) : (予定)9:00~若者たちとの交流会
10:00~慰靈法要
15:00~オキナワフェスティバル

※上記以外の日程について訪問先等をご提案ください。

・
・
・
・

- ・帰 国 日 : 移動日 (那覇着)

ア 航空券の手配

- ① 議員 13名、随行職員 2名が同時に搭乗するための航空便をおさえること。
ただし、人数は多少減員することがある。
- ② 議員はビジネスクラス、随行職員はエコノミークラスとする。ただし、国内線(日本及びブラジル)は全員エコノミークラスとする。

イ 宿泊ホテルの手配

- ① 訪問先へのアクセスや近隣の治安状況を考慮した場所に立地し、快適性・利便性を備えた設備を有するホテルを選定すること。
- ② 宿泊プランは一人一室、朝食付きで原則禁煙とする。
- ③ ホテルの選定に当たり、周辺ホテルと比較検討したうえで当該ホテルの優位性が確認できる資料を提供すること。
- ④ キャンセルポリシーを明示すること。

ウ 食事の手配

- ① 朝食、機内食以外の食事を手配すること。ただし、空港内を除く。
- ② 食事場所は、なるべく個室又は仕切りがあり、換気や喧騒に配慮されたレストランとする。
- ③ 移動の関係で入店しての食事が難しい場合は仕出し弁当で対応すること。

エ 同行員の手配

- ① 那覇空港出発から那覇空港到着まで添乗員 1名が同行すること。
- ② 記録メモ、写真撮影及び録音、現地調整、意見交換会支援等を行う者を 1名同行させること。

オ 現地交通手段の手配

- ① 参加者全員が同時に移動できる車両(大型バス等)を現地で手配すること。

カ 現地ガイド及び通訳の手配

- ① 海外における全行程で現地ガイド 1名、視察・表敬の日(おおむね 9日間)に専門通訳 1名を手配すること。

キ 記念品の手配

- ① 海外県人会、政府関係者や視察先等への記念品（土産品、菓子折）の手配を行うこと。
- ② 記念品代は、本事業費に含めない。

ク Wi-Fi の手配

- ① 海外において、参加者全員が 1 機ずつ使用できるよう Wi-Fi を手配すること。

ケ 入国の際の査証、海外旅行保険の手配

- ① 参加者全員分の査証及び海外旅行保険を手配すること。
- ② 査証代及び海外保険料は、本事業費に含めない。

コ 訪問先への連絡、アポイント取り等

- ① 訪問先のアポイントを取ること。

(3) 報告書の作成

議会事務局と調整し、派遣後に報告書の作成を行う。

ア 音声・画像の記録

- ① 現地での発言者の音声を IC レコーダーで保存する
- ② 議員団の活動の様子をデジタルカメラで撮影する
- ③ 上記①②のデータを時系列にフォルダ分けし、DVD に格納して提出する

イ 報告書の内容

報告書については、海外滞在中の出来事を中心にカラー写真を添えて作成すること。また作成にあたっては、派遣議員と訪問先で対応した県系人及び政府関係者等とのやり取りについて漏れなく記載すること。

6 連絡調整

- (1) 業務の進捗状況報告、業務内容に関する打合せについて、必要に応じて実施すること。また、その日程調整及び連絡通知を行うこと。
- (2) 連絡会議に必要な資料を用意し、必要に応じて議事録を作成すること。
- (3) 連絡会議に必要な費用負担を行うこと。
- (4) 事業運営を通じての課題を抽出し、改善点を報告すること。

7 再委託等の制限

(1) 一括再委託の禁止

契約金額の 1 / 2 を超える業務、委託業務に係る統轄的かつ根幹的な業務を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、次に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせることは、この限りでない。

<簡易な業務の類型>

- ・資料の収集、整理
- ・複写、印刷、製本
- ・原稿等データの入力及び集計

(3) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案応募申請者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団員との密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

(4) 再委託に係る経費

再委託に係る経費は、本事業費にすべて含める。

8 成果物

報告書（電子データ1部、カラー印刷1部）を提出する。

9 著作権

- (1) 成果物の著作権及び使用権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。
- (2) 本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利は、成果物の引渡しと同時に、沖縄県に帰属するものとする。
- (3) 業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処理を講じるものとする。

10 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、関係法令を踏まえその保護に十分配慮すること。

11 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり。実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 業務の遂行にあたっては沖縄県議会事務局と隨時協議・報告を行い、その指示に従うものとする。
- (4) 委託業務に係る経費については、帳簿類や領収書等を備え、使途を明らかにすること。
- (5) 前項を満たさない場合、又は事業完了時において実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (6) この仕様書に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、沖縄県議会事務局と協議するものとする。